独立役員届出書

1．基本情報

会社名	株式会社マクアケ	コード	4479
提出日	2026/11/20	異動（予定）日	2026/12/17
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	勝屋 久	社外取締役	○													○		有
2	長谷川 創	社外取締役	○													○	新任	有
3	藤原 久美子	社外取締役	○													○	新任	有
4	串田 規明	社外取締役	○					△										有
5	大山 陽希	社外取締役	○													○		有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1		勝屋久氏は、外部の豊富な経験と見識による経営戦略並びに経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目的として、社外取締役として選任しています。特に、組織開発や企業文化における知見及び外部での豊富な経験と高い見識・専門性から、監督、助言をいただいています。また、指名諮問委員及び報酬諮問委員として取締役の評価・報酬の審議やコーポレート・ガバナンス体制の向上にも関与しています。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選任しています。
2		長谷川創氏は、東証プライム上場企業において長年にわたり代表取締役社長をはじめとする要職を務め、同社を業界トップクラスへと成長させる過程で、グループ全体の経営戦略の統括、M&A戦略の実行、並びにグローバル展開を主導し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。同氏には、上場企業のトップマネジメントとしての高い専門性と知見を活かし、客観的な立場から当社の経営全般に対する有益な助言をいただくとともに、取締役会の適切な監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役として選任しています。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選任しています。
3		藤原久美子氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役として選任しています。また、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選任しています。
4	社外監査等委員である取締役串田規明氏は、当社の兄弟会社である株式会社シーエー・モバイル（現：株式会社CAM）に2004年10月から2013年10月までの間、法務担当者として勤務していました。	串田規明氏は、弁護士として高い専門性をもつほか、豊富な経験と高い見識を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役として選任しています。また、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。なお、当社と株式会社シーエー・モバイル（現：株式会社CAM。以下同じ。）は兄弟会社であり、串田氏は過去株式会社シーエー・モバイルで勤務していましたが、既に兄弟会社の業務執行者でなくなってから10年以上が経過したため、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選任しています。
5		大山陽希氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役として選任しています。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選任しています。

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。